とする。	する特別の事情に該当するものとする。 第十七条において「令」という。) 第二条第二項第三号に規定合には、狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号を後二十五年以上であって、かつ、死亡したものと推定される場 (登録の消除)	改正後
) 第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。第十七条 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号(毒えさに用いる薬品の種類)	第十条 削除	改正前